第１８号　申告相談業務に係る労働者派遣業務委託　説明書

（事業担当）総務部税務課市民税グループ
TEL 0748-36-5505
FAX 0748-33-3670

1　配布資料　　仕様書

2　委託内容

⑴　委 託 名　　第１８号　申告相談業務に係る労働者派遣業務委託
⑵　委託場所　　近江八幡市　桜宮町
⑶　委託概要　　仕様書のとおり
⑷　委託期間　　令和９年２月１２日から令和９年３月１５日

3　入札・契約方法、最終支払額の算出について

⑴　入札は、時間当たりの単価ベースで行う。
⑵　契約は、仕様書に定める業務の単価契約により行う。
⑶　契約業者への最終支払額については、実績勤務時間に契約単価を乗じて積算する。
　なお、税額の計算にあたっては、１円未満の端数を切り捨てるものとする。

4　質疑応答

⑴　質疑受付　　令和８年１１月２４日（火）　午前９時から午後４時まで
⑵　受付場所　　総務部税務課
　※質疑は全て文書にて行うこと。
　※FAX による場合は、送付した旨を連絡すること。
　※質疑がない場合の連絡は不要とする。
⑶　質疑回答　　令和８年１１月２６日（木）
⑷　回答場所　　近江八幡市ホームページ（下記アドレス）により確認すること。
　https://www.city.omihachiman.lg.jp/riyoushabetu/jigyousha/nyusatsu/index.html

5　前金払　　前金払は行わない。

6　部分払　　部分払は行わない。

7　その他

⑴　入札参加については、入札の公平性を期すため疑わしい行為は絶対に行わないこと。
⑵　業務の内容については、事業担当課の職員と十分協議の上、実施すること。
⑶　仕様書に記載されていない項目であっても軽微なものについては、協力すること。

⑷　委託業務の検査完了まで、親切、丁寧に誠意をもって業務を遂行し、必要な協力は惜しまないこと。

⑸　不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づき、指名停止を行う。